



## (土地家屋調査士名簿の登録)

**第八条** 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

**2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。**

## (登録の申請)

**第九条** 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

**2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他の法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。(登録の拒否)**

**第十条** 調査士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第六十二条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

**1 第五十二条第一項の規定による入会の手続をとらないときは、心身の故障により調査士の業務を行うことができないとき。**

**2 調査士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他の調査士の職責に照らし調査士としての適格性を欠くとき。**

**3 調査士会連合会は、当該申請者が前項第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるべきならない。**

## (登録に関する通知)

**第十一條** 調査士会連合会は、第九条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したとき

はその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

## (登録を拒否された場合の審査請求)

**第十二条** 第十一条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対し審査請求をすることができる。

**2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対し何らの処分がされないとときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。**

**3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、調査士会連合会の上級行政庁とみなす。**

## (所属する調査士会の変更の登録)

**第十三条** 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に、所属する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。

**2 調査士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する調査士会にその旨を届け出なければならない。**

**3 第一項の申請をした者が第五十二条第一項の規定による入会の手続をとつていなきときは、調査士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。**

**4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。**

**(登録事項の変更の届出)**

**第十四条** 調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更（所属する調査士会の変更を除く。）が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

**(登録の取消し)**

**第十五条** 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。

**1 その業務を廃止したとき。**

**2 死亡したとき。**

**3 調査士となる資格を有しないことが判明したとき。**

**4 第五条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。**

2 調査士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該調査士が所属し、又は所属していた調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

3 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消すことができる。

## (依頼に応ずる義務)

**第十六条** 調査士が次に該当する場合には、調査士が次に該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

**2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。**

**3 調査士会連合会は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該調査士に書面により通知しなければならない。**

**4 第十条第一項後段の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。**

**(登録拒否に関する規定の準用)**

**第十七条** 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

**(登録事務に関する報告等)**

**第十八条** 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

**(登録及び登録の取消しの公告)**

**第十九条** 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

**(登録事務に関する報告等)**

**第二十条** 法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

**(事務所)**

**第二十一条** 調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

2 調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

3 調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認めたもの

4 調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

5 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

6 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

7 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

8 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

9 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

10 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

11 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

12 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

13 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

14 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

15 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

16 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

17 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

18 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

19 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを

20 調査士法人が社員又は使用人である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件であつて、自らこれに関与したものを



6 会社法第六百十二条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

**第三十五条の四** 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて調査士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。(社員の常駐)

**第三十六条** 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い)

**第三十六条の二** 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うことができる。(特定の事件についての業務の制限)

**第三十六条の三** 調査士法人は、次に掲げる事件について、筆界特定手続代理関係業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意しない。

一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件(第三条第一項第五号に規定するものとして受任している事件を除く)の相手方からの依頼による他の事件

四 使用人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

五 第二十二条の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件と同一の事件

数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は

民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

六 民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

二 民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならない。ただし、民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

一 前項第一号から第四号までに掲げる事件

二 第二十二条の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件と同一の事件

五 除名

(解散)

三 他の調査士法人との合併

四 破産手続開始の決定

五 解散を命ずる裁判

六 第四十三条第一項第三号の規定による解散の処分

七 社員の欠亡

二 調査士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならぬ。

三 調査士法人の清算人は、調査士でなければならぬ。

(調査士法人の継続)

二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前項第一号から第四号までに掲げる事件

三 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前項第一号から第四号までに掲げる事件

二 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

二 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人は、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する調査士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

三 調査士法人は、合併後存続する調査士法人又は合併により設立する調査士法人は、当該合併により消滅する調査士法人の権利義務を承継する。

三 調査士法人の権利義務を承継する。



(懲戒処分の公告)

**第四十六条** 法務大臣は、第四十二条又は第四十三条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。**第七章 土地家屋調査士会**  
(設立及び目的等)  
調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。**第四十七条** 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。**2** 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。**4 3** 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。**4** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、調査士会について準用する。**4** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、調査士会について準用する。**第四十八条** 調査士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。**1** 名称及び事務所の所在地  
**2** 役員に関する規定  
**3** 会議に関する規定  
**4** 会員の品位保持に関する規定  
**5** 会員の執務に関する規定  
**6** 入会及び退会に関する規定(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む)。**7** 調査士の研修に関する規定  
**8** 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定  
**9** 調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定  
**10** 資産及び会計に関する規定  
**11** 会費に関する規定  
**12** その他調査士会の目的を達成するために必要な規定(会則の認可)**2** 前項の場合において、法務大臣は、調査士会変更するには、法務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、前条第一号及び第七号から第十一号までに掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。**4** 調査士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
**1** 名称及び事務所の所在地  
**2** 役員に関する規定  
**3** 会議に関する規定  
**4** 会員の品位保持に関する規定  
**5** 会員の執務に関する規定  
**6** 入会及び退会に関する規定(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む)。**7** 調査士の研修に関する規定  
**8** 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定  
**9** 調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定  
**10** 資産及び会計に関する規定  
**11** 会費に関する規定  
**12** その他調査士会の目的を達成するために必要な規定(会則の認可)**4** 調査士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、前条第一号及び第七号から第十一号までに掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

前項の場合において、法務大臣は、調査士会連合会の意見を聴いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

(調査士会の登記)

**第五十条** 調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。**2** 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。**(調査士会の役員)****第五十一条** 調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。**2** 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。**3** 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行なう。**(調査士の入会及び退会)****第五十二条** 第九条第一項の規定による登記の申請又は第十三条第一項の変更の登録の申請をする者は、その申請と同時に、申請を経由すべき調査士会に入会する手続をとらなければならぬ。**(調査士の入会及び退会)****5** 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにつきでは、主たる事務所の所在地)においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。**6** 調査士法人は、第四項の規定により新たに調査士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。**(会員の登記)****第五十三条** 第九条第一項の変更の登録の申請をする者は、当該申請に基づく変更の登録の時に、従前所属していた調査士会を退会する。**(調査士法人の入会及び退会)****5** 調査士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の調査士会の会員となる。**2** 調査士法人は、その清算の結了の時又は破産手続開始の決定を受けた時に、所属するすべての調査士会を退会する。**(調査士法人の清算)****3** 調査士法人の清算人は、清算が結了したときは、清算結了の登記後速やかに、登記事項証明書を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。**4** 調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地(従たる事務所を設け、又は移転したときにつきでは、主たる事務所の所在地)においてその旨の登記をした時に、当該事務所(従たる事務所を設け、又は移転したときにつきでは、当該從たる事務所)の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。**(会員の登記)****第六十条** 調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。**2** 調査士会は、会員となつた日から二週間以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。**(紛議の調停)****7** 調査士法人は、第五項の規定により調査士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。**(紛議の調停)****6** 調査士法人は、第四項の規定により調査士会に届け出なければならない。**(会員の登記)****5** 調査士法人は、第五項の規定により調査士会に届け出なければならない。**(会員の登記)****4** 調査士法人は、第五項の規定により調査士会に届け出なければならない。**(会員の登記)****3** 調査士法人は、第五項の規定により調査士会に届け出なければならない。**(会員の登記)****二** 第四十八条第二号及び第三号に掲げる事項三 調査士の登録に関する規定四 調査士会連合会に関する情報の公開に関する規定五 その他調査士会連合会の目的を達成するための必要な規定**(会員の認可)****5** 調査士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。**(建議等)****6** 調査士会連合会は、調査士又は調査士法人の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮詢に答申することができる。**(調査士会に関する規定の準用)****7** 調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。**(法務大臣に対する報告義務)****8** 調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。**(注意勧告)****9** 調査士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。**(登録審査会)****10** 調査士会連合会は、登録審査会を置く。**11** 調査士会連合会は、調査士会連合会の請求により、第十条第一項第二号若しくは第三号の規定による登録の拒否又は第十六条第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。**(登録審査会)****12** 調査士会連合会は、会員四人をもつて組織する。**13** 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。**14** 会長は、調査士会連合会の会長をもつて充てる。**15** 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けて、調査士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。**16** 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合は、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**17** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**18** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**19** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**20** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**21** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**22** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**23** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**24** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**25** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**26** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**27** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**28** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**29** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**30** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**31** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**32** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**33** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**34** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**35** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**36** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**37** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**38** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**39** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**40** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**41** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**42** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**43** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**44** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**45** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**46** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**47** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**48** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**49** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**50** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**51** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**52** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**53** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**54** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**55** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**56** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**57** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**58** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**59** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**60** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**61** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**62** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**63** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**64** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**65** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**66** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**67** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**68** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)**69** 第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(設立及び組織)

の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないこと。

二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員にならうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとすること。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならぬものとすること。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

**第六十三条の二** 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立日のから二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

**第六十四条** 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受け付けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務であつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行ふことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（協会の業務の監督）

**第六十四条の二** 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

2 前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)  
第六十五条 第二十二条の規定は協会の業務につ

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)  
**第六十五条** 第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項、第四十四条第一項から第三項まで及び第四十六条中「法務大臣」とあるのは、「第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長」と読み替えるものとする。  
(調査士会の助言)  
**第六十六条** 調査士会は、所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に關し、必要な助言をすることができる。  
**第十章 雜則**  
**(権限の委任)**  
**第六十七条** この法律に定めるもののほか、調査士の試験、資格の認定、登録及び業務執行並びに協会の設立及び業務執行に關し必要な事項は、法務省令で定める。  
(法務省令への委任)  
**第六十八条** 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者(協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)又はこれららの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行ふことを業とすることができない。ただし、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務官、弁護士共同法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。)若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行ふことを目的とする司法書士法人が第三条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務(同法第三条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。)若しくはこれらの事務に関する第三条第一項第六号に掲げる事務を行ふ場合は、この限りでない。

2	協会は、その業務の範囲を超えて、第六十四条第一項に規定する事務を行うことを業とすることができない。
3	調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
4	調査士法人でない者は、土地家屋調査士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
5	協会でない者は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
<b>第十一章 罰則</b>	
第六十九条	調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第七十条	第二十二条の規定に違反した者は、百万元以下の罰金に処する。
2	調査士法人が第四十一条第一項において準用する第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした調査士法人の社員又は使用人は、百万元以下の罰金に処する。
3	協会が第六十五条において準用する第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、百万元以下の罰金に処する。
第七十一条	第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第七十二条	第一四四条の二の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
2	前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
第七十三条	協会が第六十四条第二項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
2	協会が第六十八条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第七十三条	第六十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第七十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条第三項の規定に違反した者

二 第六十八条第四項の規定に違反した者

三 第六十八条第五項の規定に違反した者

**第七十四条の二** 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第七十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条第二項若しくは第三項又は第七十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

**第七十六条** 調査士会又は調査士会連合会が第五十条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったときは、その調査士会又は調査士会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

**第七十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正當な理由がないのに、第四十条の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 第四十条の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第四十条の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第四十一条第二項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第四十一条第二項において準用する同法

第六百一十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第五 第四十二条第三項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第六 第四十二条第三項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

第七 第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

附 則 拝抄

この法律は、土地台帳法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月四日法律第一九五号）抄

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六八号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和三一年三月二二日法律第九号）  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六箇月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の土地家屋調査士に関する経過規定)  
この法律の施行の際現に土地家屋調査士である者は、土地家屋調査士法第三条の改正規定にかかるらず、この法律による改正後の土地家屋調査士法（以下「新法」という。）の規定による土地家屋調査士みなす。

(従前の土地家屋調査士会に関する経過規定)  
この法律の公布の際現に存する土地家屋調査士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十五条の二の例により、会則を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新法第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会合会」とあるのは、「土地家屋調査士会合会」とある。

4 前項の規定による土地家屋調査士会連合会と読み替えるものとする。

5 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会は、前項の規定による認可を受けたものに限り、この法律の施行後も引き続き、新法の規定による土地家屋調査士会として存続するものとする。  
(従前の土地家屋調査士会連合会に関する経過規定)

6 この法律の施行の際現に存する土地家屋調査士会連合会は、新法の規定による土地家屋調査士会連合会とする。

附 則 (昭和三五年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第二条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

1 この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けていた者及び昭和三十五年九月三十日までに土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に関しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十一条(資産再評価審議会及び接收貴金属等処理審議会に係る部分に限る)、第十二条、第十三条、第十五条、第二十五条、第二十八条及び第四十七条から第五十一条までの規定は、昭和四十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月一二日法律第三六号) 抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第二十三号の(二)、(十三)、(十六)及び(十七)、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許(以下「登録等」とい

う。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署(以下「登録官署等」という。)に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等における場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

**附 則 (昭和四二年七月一八日法律第六号)**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定の例による部分の規定は、公布の日から施行する。(司法書士法の一一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という。)による司法書士会(以下「旧司法書士会」という。)は、同条の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という。)による法人たる司法書士会(以下「新司法書士会」という。)となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。

3 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」という。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」という。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

(土地家屋調査士法の一項改正に伴う経過措置) 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

**附 則 (昭和五三年六月二三日法律第八二号) 抄**

(施行期日) 1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。  
(土地家屋調査士法の一項改正に伴う経過措置) この法律による改正後の土地家屋調査士法第四条第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

**附 則 (昭和五四年一二月一八日法律第六六号)**

(施行期日) 1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。  
(欠格事由に関する経過措置) この法律の施行の際改正後の土地家屋調査士法第四条各号の一に該当する者で改正前の土地家屋調査士法第四条に該当しないものに対しては、当該事由について、改正後の土地家屋調査士法第四条の規定は、適用しない。  
(罰則の適用に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
(土地家屋調査士資格の認定についての暫定措置) 法務大臣は、当分の間、改正後の土地家屋調査士法第三条第二号に規定する認定のため必要があるときは、土地家屋調査士試験に準じ、土地家屋調査士の業務を行うのに必要な土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能について試験を実施しなければならない。

**附 則 (昭和五八年五月二〇日法律第四四号) 抄**

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和六〇年六月二八日法律第六号)**







びに第六項第一号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十二条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」を「登記」に、「第一百四十八条」を「三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「三百三十九条から第一百四十八条まで」に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第一百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十一号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二十二条第一項第五号中「会社更生法第三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中「資産の流動化に関する法律」の第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六

第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条の中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第六十条の四第三項及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章規定、第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十九条」を「第百三十二条」を「第百三十二条」を「第百三十二条」に改める部分及び「第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）及び同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、

〔並びに第百三十二条〕を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条〕に改め、第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。」、第七百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第七百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

### 附 則（令和二年五月二九日法律第三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

### 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四

項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十一条の規定、第七百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第七百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）